

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬中学校

校長名 小池 雄志郎

## 令和 4 年 度 教 育 課 程

標記の件について、清瀬市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 教育目標

##### （1）教育目標

人間尊重を基本理念に、国際的視野にたち、平和を愛する社会人の形成をめざして、

- 正しい判断力と粘りづよい実践力をもった生徒を育てる ⇒「前に踏み出す力」
- 健やかな身体と豊かな情操をもった生徒を育てる ⇒「チームで働く力」
- 高い知性とたくましい創造力をもった生徒を育てる ⇒「考え抜く力」

これらが示す生徒像を具現するため、目標とする生徒の資質・能力をそれぞれ「前に踏み出す力」「チームで働く力」「考え抜く力」（経済産業省「社会人基礎力」より）に集約する。令和4年度は「前に踏み出す力」の育成に重点を置き、全ての教育活動を通してその実現を図る。特別支援教室においては、生徒の特性に応じた配慮を行うとともに指導方法を工夫して自立活動の充実を図り、生徒の社会性を高める。

##### （2）教育目標を達成するための基本方針

【方針1】「何ができるようになるか」⇒“育成を目指す資質・能力”

教育目標を具現化するために、キャリア教育における諸能力の獲得を視野に入れつつ、インクルーシブ教育に重点を置き、学校の教育活動の要とする。

【方針2】「何を学ぶか」⇒“カリキュラム・マネジメント”

総合的な学習の時間や特別活動等を中心に体験的な学習活動のカリキュラム・マネジメントを行い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育を充実させる。また、道徳教育では、道徳性を養わせるための体験的な学習活動の機会を充実させ、人間としての生き方を深める。さらに、体力向上においては保健体育の指導および「学校2020レガシー」の取組を継続させる。

特別支援教育の基本方針として、健康な心身と、考える力や社会性を伸ばし、自分の行動を自分で決定する力を育てる。また、特別支援教室の運営方針として、特別支援教室専門員や巡回心理士、特別支援教育コーディネーター等の組織の機能を十分に発揮させ、対象生徒の自立活動に効果的な指導を行う。

【方針3】「どのように学ぶか」⇒“社会に開かれた教育課程”

保護者や地域による学校の教育活動への参画や関与について学校支援本部を通して行うと共に、活動をコミュニティハウスと協働によって行うことで、取組の継続可能性を担保する。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTや学校図書館を積極的に活用した授業改善に努める。